

令和2年7月豪雨 被災者の皆様への生活支援 窓口案内(ガイドブック)

令和2年7月豪雨によって被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。
国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。
また、熊本行政評価事務所においても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております
ので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

【この生活支援情報について】

- ・ 熊本行政評価事務所が収集した各機関等における支援策等(令和2年7月30日現在)を掲載しています。情報は、随時、追加、変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、熊本行政評価事務所ホームページに掲載しております。

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

【相談の受付について】

「令和2年7月豪雨で被災された方のための災害専用フリーダイヤル」

0120-133-145 (熊本行政評価事務所につながります。)

受付時間 8:30~17:15(受付時間外は留守番電話になります。)

※ 当面、土・日・祝日も受け付けます。

※ IP電話からは、行政相談専用ダイヤルをご利用ください(通話料がかかります)。

●行政相談専用ダイヤル 096-326-1100

受付時間: 平日8:30~17:15(受付時間外は留守番電話になります。)

●インターネット(右のQRコードからアクセスできます。)

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

●FAX 096-324-1663



まぐみみ熊本



総務省行政相談センター

総務省 熊本行政評価事務所

〒860-0047

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階

電話: 096-326-1100

総務省の行政相談窓口(全国共通): 0570-090110

< 目 次 >

※ 前版から情報を付加するなど変更した項目には、黄色の網掛け・下線を付しています。

分野	項目	ページ
1 住まいや身の回りのこと 	(1) り災証明書の発行	1
	(2) 生活再建、住宅の補修・再建等の問合せ	6
	(3) 災害ごみ等の相談窓口	7
	(4) 被災した住宅の応急修理	7
	(5) 被災者のための住宅提供	9
2 お金のこと(生活資金、住宅) 	(1) 被災者生活再建支援金の支給	12
	(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金	13
	(3) 災害援護資金の貸付	13
	(4) 生活福祉資金の貸付	13
	(5) 住宅の建設、補修等の融資	14
	(6) 住宅ローンの等返済	14
3 労働・雇用に関すること 	(1) 労働相談・就職相談	15
	(2) 労働者を休業させるとき(雇用調整助成金)	16
	(3) 労働保険料の納付猶予等	16
	(4) 雇用保険失業給付の特例措置	17
	(5) 賃金が支払われないとき(未払賃金立替制度)	17
	(6) 労災保険(事業主や医療機関の証明が受けられないとき)	18
4 役所の手続・公共料金 	(1) 国税の特別措置	19
	(2) 県税の特別措置	19
	(3) 市町村税の特別措置	20
	(4) 公共料金の減免措置等	20
	(5) 年金に関すること(手帳・証書の紛失、保険料猶予)	22
	(6) 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合	22
	(7) 運転免許証等の再交付(手数料の免除)	22
	(8) 自動車検査証(車検証)の有効期間の延長	23
	(9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付	24
	(10) 特定非常災害の指定により講じられる措置	24
5 民間の手続き 	(1) 損害保険	25
	(2) 生命保険に関すること	25
	(3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	26
	(4) 携帯電話契約の本人確認の特例	26

6 教育のこと 	(1) 育英資金・奨学給付金（県）	27
	(2) 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	27
7 事業経営・農林漁業のこと 	(1) 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口	29
	(2) 農林漁業者への資金融資・相談窓口	30
	(3) 営農相談窓口	30
	(4) 宿泊事業者等の相談窓口	31
8 医療・健康・介護のこと 	(1) 保険証・窓口負担なしで医療・介護を利用できます	32
	(2) 自立支援医療受給者証なしで受診できます	33
	(3) 国民健康保険被保険者証の有効期限の延長要	33
	(4) 介護認定・介護サービス	33
	(5) 災害後のこころのケア	34
	(6) 母子保健、子ども・保護者の相談など	34
9 被災地の支援 	(1) 義援金、ふるさと納税など	36
	(2) 災害ボランティア	37
10 その他の情報・相談、お役立ち情報サイト 	(1) 消費者トラブル	39
	(2) 法律相談など	39
	(3) 人権相談（女性など）	41
	(4) 熊本県・市町村の情報発信	41
	(5) 首相官邸	44
	(6) 政府広報オンライン	44
	(7) 厚生労働省	44
11 外国人のための がいこくじん じょうほう そうだん まどぐち 情報・相談窓口 For Foreign Residents 	(1) せいかつ じょうほう そうだん 生活についての 情報・相談 Information on the 2020 Heavy Rains	45
	(2) さいがい じ べんり 災害時に便利なアプリとWEBサイト（多言語） Helpful Apps and Websites in the Event of Disaster	45
	(3) でんわ いりょう そうだん 電話 医療 相談 Telephone consultation for medical matters	46
	(4) りょこうちゅう がいこくじん こま そうだん 旅行中の外国人の困りごと相談 Japan Visitor Hotline	46
12 安全に関すること 	(1) 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性	47
	(2) 電気配線が浸水した場合（通電火災の危険性）	48
	(3) LPガスの使用再開時の注意事項	48

- 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

令和2年7月豪雨においては、熊本県内では次の26市町村が適用を受けています。

【7月4日適用（16市町村）】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、
多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり
町

【7月6日適用（10市町村）】

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南
小国町、小国町



1 住まいや身の回りのこと

(1) り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います（市町村に交付を申請してください）。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 多くの市町村では、交付申請書に被害状況の写真の添付を求めています。
 また、各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、浸水の片づけ、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。（写真の撮り方→5ページ）
- ◆ り災証明書の申請受付の状況
 被害認定調査の実施期間や結果、罹災証明書の発行予定などについては、各市町村のホームページを御確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

市町村	受付状況（受付期間、受付場所）	問合せ先・電話
荒尾市	・ 受付中 ・ 市民課窓口・荒尾市市民サービスセンター	防災安全課 0968-63-1395
	https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/103/1858.html	
玉名市	・ 受付中 ・ 防災安全課(本庁舎3階)	防災安全課 0968-75-1130
	https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/55/16758.html	
山鹿市	・ 令和2年8月31日まで ・ 市役所防災監理課又は各市民センター	防災監理課 0968-43-1113
	https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/contents/1441083484064/index.html	

市町村	受付状況（受付期間、受付場所）	問合せ先・電話
菊池市	被害状況調査を実施（7月17日開始予定）	税務課 0968-25-7207
	—	
八代市	・受付中 ・市役所市民税課、支所（千丁、東陽、泉、鏡）、日奈久出張所	市民税課 0965-33-4107
	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/ki_ji00312879/index.html	
人吉市	・7月20日から申請を受け付け（校区别） ・カルチャーパレス ホール棟 ・8月も当面、申請を受け付け	税務課 資産税係 0966-22-2111
	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/1054/13627.html	
水俣市	・受付中 ・税務課固定資産税係	税務課固定資産税係 0966-61-1620
	https://www.city.minamata.lg.jp/ki_ji0031924/index.html	
天草市	・受付中 ・本庁および各支所	
	【問合せ先】 本庁課税課(0969-32-6050)、牛深支所(73-2111)、 有明支所(53-1111)、御所浦支所(67-2111)、倉岳支所(64-3111)、 栖本支所(66-3111)、新和支所(46-2111)、五和支所(32-1111)、 天草支所(42-1111)、河浦支所(76-1111)	
南関町	・受付中 ・総務課	総務課 0968-57-8500
	http://www.town.nankan.lg.jp/page1886.html	
和水町	・受付中 ・税務住民課	税務住民課 固定資産税係 0968-86-5723
	https://www.town.nagomi.lg.jp/hpki_ji/pub/detail.aspx?c_id=3&type=top&id=3073	
南小国町	・税務課において被害調査が完了した家屋から発行を開始	税務課 0967-42-1113
	—	
小国町	・受付中 ・総務課	総務課 0967-46-2111
	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/51/1446.html	

市町村	受付状況（受付期間、受付場所）	問合せ先・電話
芦北町	・受付中 ・り災証明書の申請先：福祉課社会福祉係 ・被災証明（住家以外の被災）の申請先 農林水産業に供するもの：農林水産課 主に事業に供するもの：商工観光課 上記に該当しない被災：総務課	福祉課社会福祉係 0966-82-2511
	http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1594013608266/index.html	
津奈木町	・受付期間：令和2年7月10日～31日 ・場所・時間：役場1階和室、9:00～17:00 ・被害状況調査：7月14日開始	被害調査認定チーム 0966-78-3111
	http://www.town.tsunagi.lg.jp/page2860.html?type=top	
錦町	・受付中 ・税務課	税務課 税務係 0966-38-1114
	http://www.nishiki-machi.com/docs/2020071000011/	
多良木町	・受付中 ・税務課	税務課 固定資産税係 0966-42-1254
	https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/juuyou/1973.html	
湯前町	・受付中 ・税務町民課	税務町民課 0966-43-4111
	https://www.town.yunomae.lg.jp/bousai/list00711.html （町防災サイト）	
水上村	・受付中 ・税務住民課	税務住民課 0966-44-0316
	https://www.vill.mizukami.lg.jp/q/aview/955/1684.html	
相良村	・受付日程（混雑を避けるため地区割り） 柳瀬地区：7月20日（月） 深水地区：7月21日（火） 川辺地区：7月22日（水） 四浦地区：7月23日（木） ※ いずれも午前9時から午後4時30分まで ※ 上記日程で参加できない場合、24日以 降に申請	税務課 0966-35-1031
	https://www.vill.sagara.lg.jp/q/aview/268/1082.html	
五木村	・受付中 ・総務課	総務課 0966-37-2211
	—	

市町村	受付状況（受付期間、受付場所）	問合せ先・電話
山江村	・ 7月20日から申請受付 ・ 税務課	税務課 0 9 6 6 - 2 3 - 5 6 9 2
	https://www.vill.yamae.lg.jp/pagetop/emergency/1663.html	
球磨村	・ 7月25日～8月8日：9:00～15:00 ・ 役場、総合運動公園さくらドーム 上記以降の受付については、後日お知らせ。	税制支援班 0 9 6 6 - 3 3 - 0 2 7 7
	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/07/11214/ ※災害発生前のサイトを参考掲載（申請書類等の説明あり）	
あさぎり町	・ 受付中 ・ 税務課（役場本庁舎）	税務課 0 9 6 6 - 4 5 - 7 2 1 2
	https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aview/952/14723.html	

◆ 写真の撮り方については、次のページをご覧ください。

◆ 写真の撮り方（八代市ホームページから抜粋）

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



(2) 生活再建、住宅の補修・再建等の問合せ

◆ 熊本県のコールセンター（行方不明者の安否等）

今回の豪雨に係る安否情報確認等のコールセンターを7月9日（木）から開設しています。県では、行方不明者の安否確認のほか、住宅再建への支援策や災害廃棄物の処理などについても担当課につながっています。

TEL 096-333-2034 8:30~17:15（土日祝日含む）

◆ 八代市の災害相談窓口

窓口	利用時間（電話利用可の場合、電話番号）
市民相談室 （市役所仮設庁舎東棟1階）	平日（月～金）8:30～17:15 0965-33-4111（代表） 0965-33-4452
坂本の里一灯苑	平日（月～金）9:30～16:30
田上社会教育センター	平日（月～金）9:30～16:30
（臨時）八代トヨオカ地建アリーナ	平日（月～金）9:30～16:30
（臨時）千丁コミュニティセンター	平日（月～金）9:30～16:30

◆ 人吉市のコールセンター（被災者生活再建支援）

生活再建支援室 TEL 0966-22-2111 8:30~17:15（土日祝日含む）

- ・り災証明、生活再建支援に関する相談 内線6740・6742
- ・住まいに関する相談 内線6743
- ・家屋の解体・撤去などに関する相談 内線6747

◆ 球磨村（住宅支援に関する相談）

住宅支援班（球磨村役場内） TEL 0966-32-1111

◆ 浸水被害にあった住宅の修理に関する無料電話相談窓口（熊本県建築士会等）

- 熊本県建築士会内の相談専用番号 TEL 096-384-0131
（月曜日から金曜日 13:00~16:00）

内容：浸水被害を受けた住宅等の補修・再建に関する技術的な相談 など

※ 熊本県内の建築士相談員が常駐対応

○ 現地休日相談窓口の設置（8月1日から人吉市内）

- ・場所：味岡建設株式会社 人吉支店内スペース（人吉市西間下町1132-1）
- ・日時：土曜日・日曜日 13:00~16:00

(3) 災害ごみの相談窓口など

- ◆ 被災者自ら廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合でも、かかった費用を事後で請求できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

また、環境省のホームページをご覧ください。

(環境省) http://kouikishori.env.go.jp/archive/r02_suigai/

(4) 被災した住宅の応急修理

◆ 被災住宅の応急修理

災害救助法の適用市町村（目次の次のページ参照）において、災害により住宅が大規模半壊又は半壊・準半壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。

- ※ 必ず「施工前の被害状況の写真」を撮影してください。カメラがなければスマホでも構いません。
- ※ 市町村が相談受付窓口を開始するより前に修理業者に工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の対象とならない場合があります。
→ 市町村にご相談ください。

○ 対象者（いずれにも該当する方）

- 1 「大規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
 - 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること
 - 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- ※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

○ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することができます。

- ※ 内閣府は、今回の豪雨災害から、応急修理制度を使った場合でも、修理が終わるまで一時的に仮設住宅に入居できるよう制度の運用を見直しています。
- ・ この見直しにより、対象者は、自宅が半壊以上の被害を受け、住宅としての利用ができず他の住まいの確保が困難であり、修理の期間が1か月を超えると見込まれる人とされています。
- ・ また、仮設住宅に入居できる期間は、災害が発生した日から原則6か月の間（修理が完了した場合は速やかに退去）です。

（内閣府公表資料）http://www.bousai.go.jp/pdf/kasetsu_jutaku.pdf

- 修理限度額 ①大規模半壊又は半壊の世帯：59万5千円以内
②準半壊の世帯：30万円以内
- 問合せ先：災害救助法が適用された市町村
- 関連する相談窓口（住宅の復旧・再建に関する無料電話相談）
TEL 096-384-0131（熊本県建築士会内の相談専用番号）
（月曜日から金曜日 13:00～16:00）
浸水被害を受けた住宅等の補修・再建に関する技術的な相談 など
- ※ 熊本県内の建築士相談員が常駐対応
- 熊本県からのお知らせ

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34424.html?type=top

【参考】内閣府に対する総務省の勧告

「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－」の結果に基づく勧告（令和2年3月31日）

（上記の行政評価・監視の結果に基づき、総務省は「応急修理制度の申込み後、修理完了までに長期間を要している被災者等に対する応急仮設住宅の供与を可能とすること」を内閣府に勧告）

- ・ 総務省公表資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000679285.pdf

◆ 市町村による住宅応急修理の支援

上記の被災住宅の応急修理のほかに、市町村が修理に対する支援を行っている場合があります。詳細については、各市町村にお尋ねください。

- ・ 錦町住宅リフォーム補助金（災害型）
住民福祉課 TEL 0966-38-4949
<http://www.nishiki-machi.com/docs/2020072400018/>

(5) 被災者のための住宅提供

◆ 県営住宅の提供（熊本県による提供）

今回の豪雨による被災者を対象に、住宅の募集（原則3か月以内。無償提供）を行います（熊本市内の住宅／賃料無料）。

- ・ 申し込み順、定員に達し次第締め切り（同着の場合は抽選）
- ・ 申請書は県ホームページ（下記URL）からダウンロードするか、市町村でも配布

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34273.html

- ・ 応募方法：応募書類（申請書・誓約書・住民票・写真）を下記へ郵送
※郵送できない場合は電話にてご相談ください。

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

県庁本館12階 土木部建築住宅局住宅課

（TEL 096-333-2549、096-333-2550）

◆ 市町村営住宅の提供

今回の豪雨による被災者を対象に、一時的に市町村営住宅が提供されています（賃料無料）。入居ご希望の場合は、電話でお問い合わせください。

市町村	問合せ先
熊本市	熊本市 市営住宅課 TEL <u>096-328-2461</u> https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=28765
天草市	天草市建設総務課 TEL <u>0969-32-6794</u> https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/ki_ji0037227/index.html
宇土市	都市整備課 建築住宅係 TEL <u>0964-22-1111</u> （内線709・710・711） https://www.city.uto.lg.jp/q/aview/702/19854.html
益城町	益城町公営住宅課 TEL <u>096-286-3155</u> https://www.town.mashiki.lg.jp/ki_ji0034030/index.html
錦町	地域整備課管理係 TEL <u>0966-38-4418</u> http://www.nishiki-machi.com/docs/2020071400040/
宮崎県	熊本県内で被災した人を対象として、宮崎県内の公営住宅の無償提供が行われています。 宮崎県建築住宅課 TEL <u>0985-26-7196</u> 平日9時～17時

◆ UR都市住宅機構による提供

住宅に甚大な被害を受けられた方を対象に、一時的な避難場所としてUR賃貸住宅を提供しています。詳しくは、電話でお問い合わせください。

問合せ先：

<熊本県の住宅について>

UR熊本センター TEL 096-322-5000

<福岡県の住宅について>

UR福岡営業センター TEL 092-722-1101

UR北九州営業センター TEL 093-522-5067

<https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/202007saigai.html>

◆ 応急仮設住宅・みなし仮設住宅

・ 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）

令和2年7月豪雨によりにより被災された方々のための応急仮設住宅が整備されています。入居関係のお問い合わせは、各市町村の窓口にお尋ねください。

県内における応急仮設住宅の整備状況については、こちらをご覧ください。

（熊本県ウェブサイト）https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34457.html

・ みなし仮設住宅（賃貸型応急住宅）

熊本県では、令和2年7月豪雨により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています（申込受付窓口：各市町村）。

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34386.html?type=top

【応急仮設住宅・みなし仮設住宅の申込期間、問合せ・申込窓口等】

市町村	応急仮設住宅の申込期間・窓口等、みなし仮設住宅の申込窓口
八代市	【応急仮設住宅】申込期間 7月27日～8月14日 入居に関する問合せ：八代市建設部 住宅課 TEL 0965-33-4122 https://www.city.yatsushiro.lg.jp/ki_ji00313007/index.html
芦北町	【応急仮設住宅】9月上旬入居予定 【みなし仮設住宅】問合せ：福祉課社会福祉係 TEL 0966-82-2511 http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1594896369260/index.html
相良村	【応急仮設住宅】申込期間：令和2年7月27日～8月11日 問合せ：総務課 財政係 TEL 0966-35-0211
	【みなし仮設住宅】相良村役場村民ホール 9:00～16:30(当面、休日も対応) 問合せ：総務課 TEL 0966-35-0211 https://www.vill.sagara.lg.jp/q/aview/910/1113.html

球磨村	【応急仮設住宅】申込期間 7月27日～8月14日 球磨村役場、旧熊本県立多良木高等学校避難所、人吉市立人吉第一中学校避難所 問合せ：住宅支援班 TEL 0966-32-1111 http://www.kumamura.com/gyousei/2020/07/11394/
	【みなし仮設住宅】問合せ：住宅支援班 TEL 0966-32-1111

(注) 各市町村のホームページで確認できたものを掲載。上記以外については、各市町村にお問い合わせください。

◆ 住宅支援に関する相談窓口

- ・ 球磨村 住宅支援班（球磨村役場内） TEL 0966-32-1111



2 お金のこと(生活資金、住宅等)

(1) 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなどの場合において、生活再建のための支援金が支給されます。生活再建支援法の適用を受けた地域が対象となっています（熊本県は適用対象区域）。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。

この申請期間は、基礎支援金：災害発生日から13月以内、加算支援金：災害発生日から37月以内となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊 (上記④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金

- ◆ 災害救助法適用市町村（目次の次のページ参照）において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）、災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳細は、災害救助法の適用を受けた市町村の窓口にお問い合わせください。

(3) 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ お問合せ先：市町村

(4) 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。
それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。
 - ・ 緊急小口資金：10万円以内
 - ・ 福祉費（災害援護費）：150万円（目安）
- ◆ なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置が実施されることがあります。
- ◆ 詳しくは、熊本県社会福祉協議会（TEL096-324-5475）、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

(5) 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・ 災害専用ダイヤル：0120-086-353（祝日・年末年始を除き土日も利用可）
- ・ ウェブサイト <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資

各金融機関にお問い合わせください。

(6) 住宅ローン等の返済

◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・ 全国銀行協会相談室
0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）または03-5252-3772
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）
- ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>

※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。

そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



3 労働・雇用に関すること

(1) 労働相談・就職相談

◆ 労働相談窓口（熊本労働局、労働基準監督署、ハローワーク）

令和2年7月豪雨の影響による解雇、休業等の労働に関するご相談がありましたら、下記の窓口へお問い合わせください。

○ 総合労働相談コーナー（熊本労働局雇用環境・均等室内）

TEL 096-312-3877（直通）

（8:30～17:00（土、日、祝日、年末年始を除く））

○ 各労働基準監督署（総合労働相談コーナー）及びハローワーク（公共職業安定所）でも相談を受け付けています。

機関名	電話
熊本労働基準監督署	096-206-9829
八代労働基準監督署	0965-32-3151
玉名労働基準監督署	0968-73-4411
人吉労働基準監督署	0966-22-5151
天草労働基準監督署	0969-23-2266
菊池労働基準監督署	0968-28-2665
ハローワーク熊本	096-371-8609
ハローワーク熊本 上益城出張所	096-282-0077
ハローワーク八代	0965-31-8609
ハローワーク菊池	0968-24-8609
ハローワーク玉名	0968-72-8609
ハローワーク天草	0969-22-8609
ハローワーク球磨	0966-24-8609
ハローワーク宇城	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	0967-22-8609
ハローワーク水俣	0966-62-8609

（※）雇用調整助成金に関する相談窓口：熊本労働局職業対策課分室

TEL 096-312-0086（8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始除く））

◆ 被災学生等特別就職相談窓口（ハローワーク）

被災した就職活動中の学生等に緊急支援を行うため、「被災学生等特別就職相談窓口」が設置されています。

○ くまもと新卒応援ハローワーク

熊本市中央区水前寺1丁目4-1水前寺駅ビル2階

TEL 0 9 6 - 3 8 5 - 8 2 4 0（直通）

（8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く））

○ 県下9ハローワークにおいても相談支援を行っています。

ハローワークの連絡先は、「労働相談・就職相談」をご覧ください。

(2) 労働者を休業させるとき（雇用調整助成金）

- ◆ 豪雨による災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的に休業等を行った場合に、支払った休業手当の一部が助成されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置とは別

○ 雇用調整助成金に関する相談窓口：熊本労働局職業対策課分室

TEL 0 9 6 - 3 1 2 - 0 0 8 6（8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始除く））

(3) 労働保険料の納付猶予等

◆ 被災した場合の労働保険料等の納付猶予

- 令和2年7月豪雨により、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。

・ 申請方法

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ② 災害がやんだ日（※）から2か月以内に申請する必要があります。

※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

- ・ 詳細 <https://www.mhlw.go.jp/content/000646827.pdf>

(4) 雇用保険失業給付の特例措置

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村（目次の次のページ参照）において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 災害により事業所が休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業手当を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。また、他のハローワークでも失業認定の手続きができます。
- ◆ 詳細は、熊本労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

- 熊本労働局（職業安定課）

TEL 096-211-1703

（8:30～17:00（土、日、祝日、年末年始を除く））

- ハローワークの連絡先は、「労働相談・就職相談」をご覧ください。

(5) 賃金が支払われないとき（未払賃金立替制度）

- ◆ 未払賃金立替制度

企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度があります。

- 問合せ先：労働基準監督署
- 制度概要、手続き等

<https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/content/contents/000680703.pdf>

(6) 労災保険(事業主や医療機関の証明が受けられないとき)

- ◆ 労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられないとき
豪雨による被害により、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には、証明が受けられなくても請求書を受け付けています。

- 問合せ先：労働基準監督署
- 厚生労働省の公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12262.html



4 役所の手続き・公共料金

(1) 国税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けた場合には、国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
阿蘇税務署	0967-22-0551	熊本東税務署	096-369-5566
天草税務署	0969-22-2510	玉名税務署	0968-72-2125
宇土税務署	0964-22-0410	人吉税務署	0966-23-2311
菊池税務署	0968-25-2121	八代税務署	0965-32-3141
熊本西税務署	096-355-1181	山鹿税務署	0968-44-2181

- ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>

(2) 県税の特別措置

- ◆ 県税の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長
 - 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。
 - 個人県民税については、お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場

合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。

- 被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内（自動車税環境性能割は申告納付期限から2月以内）に申請する必要があります。（「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。）
- 詳しくは、お住まいの地域の広域本部又は自動車税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
自動車税事務所 減免担当	096-368-4020	県下全市町村
県央広域本部 課税第一課	096-333-3200	熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡
県北広域本部 課税課	0968-25-4124	菊池郡市、合志市、阿蘇郡市、 山鹿市、玉名郡市
県南広域本部 課税課	0965-33-3180	八代郡市、水俣市、葦北郡、 人吉市、球磨郡
天草広域本部 税務課	0969-22-4239	天草郡市、上天草市

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_26099.html

(3) 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(保険料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

(4) 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

○ 九州電力

九州電力では、令和2年7月の大雨の影響により被災された方からの申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を適用しています。

・ 電気料金の支払期日の延長

令和2年6月(支払期日が7月4日以降のものに限る。)、7月、8月及び9月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

・ 電気を使用されない場合

電気を全く使用されない場合は、電気料金を頂きません。

災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。

・ 被害のあった家屋等を修理する場合

家屋等の復旧のために電気を使用する場合の工事費は不要。

引込線、計量器などの取付位置を変更する場合の工事費は不要。

※ 特別措置の適用には手続きが必要です。

詳しい内容については最寄りの九州電力営業所までお問合せ下さい。

なお、手続きには、罹災証明など被害状況が確認できるものが必要となります。

◆ 上下水道

基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ NHK受信料

今回の豪雨で災害救助法が適用された地域（目次の次のページ参照）のうち、建物に被害を受けた方々の受診料を一定期間免除する「災害免除」が実施されています。

- ・ 対象：半壊以上、半焼以上、床上浸水以上の被害を受けた建物
- ・ 免除期間：令和2年7月、8月
- ・ 手続き：NHKによる調査又は放送受信契約者からの届出（前払い等により支払い済みの場合は、支払済み分を免除期間終了後の請求分に充当）
- ・ 問合せ先 0570-077-077 9:00~20:00（土・日・祝日も受付）
※つながらない場合、050-3786-5003（有料）
- ・ NHK「受信料の窓口」URL

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo_info.html

(5) 年金に関すること(手帳・証書の紛失、保険料猶予)

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（平日 8 時30分～17時15分）にお問い合わせください。

熊本県内の年金事務所

年金事務所	電話番号
熊本西年金事務所	<国民年金・厚生年金> 096-353-0142
熊本東年金事務所	<国民年金・厚生年金> 096-367-2503
玉名年金事務所	<国民年金・厚生年金> 0968-74-1612
本渡年金事務所	<国民年金> 0969-24-2154 <厚生年金保険> 0964-24-2116
八代年金事務所	<国民年金・厚生年金> 0965-35-6123

(6) 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
詳しくは、熊本地方法務局にお問い合わせください。
 - ・ 電 話：096-364-2145
(自動音声による案内。土地・建物の登記に関すること：2番)
 - ・ 受付時間：平日8:30～17:15

(7) 運転免許証等の再交付(手数料の免除)

- ◆ 運転免許証等の再交付手数料の免除
令和2年7月4日発生の豪雨災害で被災したことにより、運転免許証、仮運転免許証又は運転経歴証明書の再交付を申請する場合は、手数料が免除（無料）となります。

受付場所、日時は次のとおりです。

- ・ 運転免許センター【即日交付】
月曜日～金曜日（土、日、祝日・休日及び年末年始を除く。）
午前8時30分～午前11時00分、午後1時00分～午後4時00分
- ・ 警察署【後日交付：約2週間】
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始を除く。）
午前8時30分～午後4時30分
- ・ 氷川幹部交番【後日交付：約2週間】
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始を除く。）
午前8時30分～午後3時00分

詳細は、熊本県警察本部のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/police/page1936.html>

(8) 自動車検査証(車検証)の有効期間の延長

◆ 自動車検査証の有効期間の延長

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、対象地域（下表）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が下表に該当する場合には、自動車検査証の有効期間が令和2年8月4日まで延長されます。

○ 対象地域、自動車検査証の有効期間

対象地域	自動車検査証の有効期間
八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	自動車検査証の有効期間の満了する日が <u>令和2年7月4日</u> から同年8月3日までのもの
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、小国町、小国町	自動車検査証の有効期間の満了する日が <u>令和2年7月6日</u> から同年8月3日までのもの

○ 問合せ先

九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 TEL 092-472-2539

(9) 被災自動車に係る自動車重量税の還付

◆ 被災自動車に係る自動車重量税の還付

- 「被災者生活再建支援法」が適用される区域（適用区域：熊本県内）において、自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局等又は軽自動車検査協会において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書（自然災害用）」を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/osirase/00001_00153.html

- 問合せ

- ・ 自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続
熊本運輸支局 TEL 050-5540-2086
軽自動車検査協会熊本事務所 TEL 050-3816-1758
- ・ 自動車重量税の還付措置の内容
熊本国税局 消費税課 TEL 096-354-6171（代表）

(10) 特定非常災害の指定により講じられる措置

- ◆ 令和2年7月豪雨による災害は、「特定非常災害」に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年12月28日（月）まで延長されます。（令和2年7月3日以後に満了する許認可等が対象）

対象となる具体的な許認可、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められ、下記ウェブページ等でお知らせします。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000430.html ※ 右のQRコードの読み込みでも確認できます。



- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の面積期限が設定されます。（令和2年10月30日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。）

上記のほか、③法人に係る破産手続き開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮機関の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます。（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）



5 民間の手続き

(1) 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽADRセンター(受付時間 平日9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)
(I P 電話からは092-235-1761)
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・ 自然災害損保契約照会センター(受付時間 平日9:15~17:00)
 - ・ フリーダイヤル0120-501-331 (I P 電話からは03-6836-1003)
- ◆ 日本損害保険協会
 - ・ 被害を受けられた皆様へ
<https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2020dizaster/july.html>

<https://www.sonpo.or.jp/index.html>
(こちらからもご覧いただけます。)

(2) 生命保険に関すること

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域(目次の次のページ参照)の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200704.html>
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 0 1 - 7 3 1 (平日9:00～17:00)
- ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0 1 2 0 - 5 5 2 - 9 5 0
(平日9:00～21:00、土・日・休日9:00～17:00)

(3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょコールセンター 0 1 2 0 - 1 0 8 - 4 2 0
(平日8:30～21:00、土・日・休日・年末年始9:00～17:00)
 - ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。
 - ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
 - ※ゆうちょ銀行からのお知らせ

https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2020/abt_prs_id001507.html

(4) 携帯電話契約の本人確認の特例

- ◆ 今回の災害で本人確認書類を喪失した場合、確認書類がなくとも、携帯電話の契約等を行うことができます。(令和2年7月10日から12月31日までの間)

詳しくは、総務省のウェブサイトをご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000087.html



6 教育のこと

(1) 育英資金・奨学給付金(県)

- ◆ 熊本県教育委員会では、令和2年7月豪雨災害の影響で家計が急変した方々のために、熊本県育英資金（緊急貸与、変換猶予）及び熊本県奨学のための給付金の受付を行っています。

・ 問合せ先

就学支援策	問合せ先、電話
熊本県育英資金（緊急貸与）	高校生等が在籍する高等学校等
同（変換猶予）	熊本県教育庁（高校教育課修学支援班） 096-333-2682
熊本県奨学のための給付金	・ 県内の高等学校等に在籍している場合 在籍する高等学校等 ・ 県外の高等学校等に在籍している場合 熊本県教育庁（高校教育課修学支援班） 096-333-2675

- ・ 募集の詳細、申請様式（熊本県ホームページ）

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34252.html

(2) 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、相談窓口（03-6743-6719）にお問い合わせください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課（03-6743-6011）にお問い合わせください。



7 事業経営・農林漁業のこと

(1) 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

【日本政策金融公庫】

支店名	国民生活事業	中小企業事業
熊本支店	0 9 6 - 3 5 3 - 6 1 2 1	0 9 6 - 3 5 2 - 9 1 5 5
八代支店	0 9 6 5 - 3 2 - 5 1 9 5	—

【商工組合中央金庫】 熊本支店 0 9 6 - 3 5 2 - 6 1 8 4

【熊本県信用保証協会】 0 9 6 - 3 7 5 - 2 0 0 0
(平日9:00～17:15、土日・祝日9:00～17:00)

【商工会議所・商工会連合会、中小企業団体中央会】

機関名	電話番号
熊本商工会議所	0 9 6 - 3 5 4 - 6 6 8 8
八代商工会議所	0 9 6 5 - 3 2 - 6 1 9 1
荒尾商工会議所	0 9 6 8 - 6 2 - 1 2 1 1
人吉商工会議所	0 9 6 6 - 2 2 - 3 1 0 1
水俣商工会議所	0 9 6 6 - 6 3 - 2 1 2 8
本渡商工会議所	0 9 6 9 - 2 3 - 2 0 0 1
玉名商工会議所	0 9 6 8 - 7 2 - 3 1 0 6
山鹿商工会議所	0 9 6 8 - 4 3 - 4 1 1 1
牛深商工会議所	0 9 6 9 - 7 3 - 3 1 4 1
熊本県商工会連合会	0 9 6 - 3 2 5 - 5 1 6 1
熊本県中小企業団体中央会	0 9 6 - 3 2 5 - 3 2 5 5

【九州経済産業局 産業部 中小企業課】 0 9 2 - 4 8 2 - 5 4 5 1

【中小企業庁 熊本県よろず支援拠点】 0 9 6 - 2 8 6 - 3 3 5 5

(2) 農林漁業者への資金融資・相談窓口

◆ 日本政策金融公庫の相談窓口

熊本支店に、被災された農林漁業者を対象とした特別相談窓口が設置されています。

【日本政策金融公庫】熊本支店（農林水産事業） 0 9 6 - 3 5 3 - 3 1 0 4

- ・ 適用できる融資制度は、農林漁業施設資金（災害復旧施設）、農林漁業セーフティネット資金（災害）です。

(3) 営農相談窓口

◆ 営農相談窓口（熊本県）

熊本県は、令和2年7月豪雨により被災された農業者の方からの相談をワンストップで受ける「営農相談窓口」を県下11か所の農業普及・振興課内に設置しています。

○ 相談内容：営農に関すること全般

作物の栽培や家畜の飼養技術、流通・販売等に関すること、制度資金に関すること、補助事業等に関すること、農地の復旧に関することなど

○ 設置場所・連絡先

・ 県央広域本部 農業普及・振興課	TEL 096(273)9672
・ 宇城地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0964(32)0351
・ 上益城地域振興局 農業普及・振興課	TEL 096(282)3010
・ 県北広域本部 農業普及・振興課	TEL 0968(25)4279
・ 玉名地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0968(74)2135
・ 鹿本地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0968(44)2118
・ 阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0967(22)1115
・ 県南広域本部 農業普及・振興課	TEL 0965(33)3418
・ 芦北地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0966(82)5194
・ 球磨地域振興局 農業普及・振興課	TEL 0966(24)4129
・ 天草広域本部 農業普及・振興課	TEL 0969(22)4262

○ 相談受付時間

- ・ 芦北地域振興局、球磨地域振興局以外の広域本部・地域振興局

9時～17時（土日、祝祭日は休み）

- ・ 芦北地域振興局、球磨地域振興局

9時～17時（7月末までは土日、祝祭日も対応。8月以降は休み）

(4) 宿泊事業者等の相談窓口

◆ 九州運輸局の特別相談窓口

- 令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じている宿泊事業者等の不安を解消するため、被災された宿泊事業者等からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、九州経済産業局・各労働局等と連携した支援を行っています。
- 九州運輸局観光部観光企画課 TEL 0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 3 0
FAX 0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 3 4
- サポート内容
 - ・ 宿泊事業者等からの相談・要望対応
 - ・ 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
 - ・ 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、九州経済産業局や各労働局等の窓口を案内



8 医療・健康・介護・子ども

(1) 保険証・窓口負担なしで医療・介護を利用できます

- ◆ 災害救助法の適用市町村（目次の次のページ参照）にお住まいで、下記の対象保険者に加入されており、次の ①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。（令和2年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ※ 罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

・ 対象保険者

国民健康保険・介護保険（災害救助法の適用を受けた市町村）
 熊本県医師国保組合、熊本県歯科医師国保組合
 熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

※ 上記以外の保険者（各健康保険組合等）についても免除される場合があります。
 詳細は 各保険者にお問い合わせください。）

・ 問合せ先

ご不明な点は、加入している各保険者にお問い合わせください。通信不調などで保険者につながらない場合は、下記にお問い合わせください。

（国民健康保険）県庁国保・高齢者医療課 096-333-2221

（介護保険）県認知症対策・地域ケア推進課 096-333-2218

・ 詳細（熊本県ウェブサイト）

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34569.html?type=new&pg=1&nw_id=1

(2) 自立支援医療受給者証なしで受診できます

◆ 育成医療・更生医療・精神通院医療

今回の豪雨災害で被災し、自立支援医療受給者証を提示できない場合、医療機関で申し出ることにより、受診できることとなりました。

また、緊急の場合は、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診が可能となっています。

- ・ 問合せ先 熊本県健康福祉部 障がい者支援課

TEL 096-333-2250

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34259.html

(3) 国民健康保険被保険者証の有効期限の延長

◆ 国民健康保険の被保険者証の有効期限の延長

例年8月に更新される被保険者証について、一部の保険者において郵便局の被災により発送ができないため、被保険者証の有効期限が延長されます。

- ・ 人吉市、芦北町（国民健康保険）

延長前の有効期限 令和2年(2020年) 7月31日

延長後の有効期限 令和2年(2020年)10月31日

- ・ 上記以外の市町村

八代市坂本町、山江村、球磨村においても、更新後の被保険者証が送付できていません。これらの地域にお住まいの方については、新しい被保険者証が届くまでの間、7月末日が期限の被保険者証をご使用ください。

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_35044.html

(4) 要介護認定・介護サービス

◆ 要介護・要支援認定有効期間の延長

令和2年7月3日からの大雨による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令が令和2年7月17日に施行され、要介護(支援)認定有効期間の延長が可能とされました。

延長の取扱いについては、各市町村にお尋ねください。

◆ 介護サービス利用料の免除

令和令和2年7月豪雨で被災された方については、介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで介護サービス利用料が免除される場合があります。各市町村にお尋ねください。

(5) 災害後のこころのケア

◆ 熊本県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」

突然の自然災害で大切な人や家財を失うなどの体験をされると、人の心と体には様々な変化が起こります。(例「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「体調がすぐれない」など)

これらの症状は時間の経過とともに自然に回復していくものですが、心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と話したり、お互いに声を掛けあうことが大切です。

症状が長引くようでしたら、市町村の保健師や医療機関に相談することのも一つの方法です。県精神保健センターの「こころの健康相談電話」でも相談を受け付けています。

TEL 0 9 6 - 3 8 6 - 1 1 6 6 (平日9:00~16:00)

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_16193.html

◆ 熊本いのちの電話

TEL 0 9 6 - 3 5 3 - 4 3 4 3 (24時間)

◆ 熊本こころの電話相談

TEL 0 9 6 - 2 8 5 - 6 6 8 8

◆ よりそいホットライン 被災者支援専用ダイヤル

TEL 0 1 2 0 - 2 7 9 - 3 3 8 (24時間)

(6) 母子保健、子ども・保護者の相談など

◆ 各種母子保健サービス

避難先自治体においても、住民票の異動の有無に関わらず、また受診券がなくても妊婦健康診査が受診できます。

詳しくは、お近くの自治体にお問い合わせ下さい。

◆ 児童相談所

「いつもより子どものかんしゃくがひどくなった」「子どもに当たってしまったたり、イライラしやすい」「子どもの様子がいつもと違い不安に思う」

これらの反応は、災害時には誰にでも起こり得る自然なものですが、お子さんのことで気になることがあったり、不安を感じたりする場合には遠慮なくご相談ください。

専門の職員がお話を伺い、心理的なサポートやアドバイス、適切な相談機関へのご紹介等を行います。

児童相談所(電話番号)	管轄区域
県中央児童相談所 (096-381-4451)	県北地域（荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡） 県央地域（宇土市、宇城市、美里町、上益城郡） 天草地域（上天草市、天草市、苓北町）
八代児童相談所 (0965-33-3247)	八代市、氷川町、人吉市、球磨郡、水俣市、葦北郡
熊本市児童相談所 (096-366-8181)	熊本市

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_30391.html



9 被災地の支援

(1) 義援金、ふるさと納税など

◆ 義援金

- 熊本県では、被災者支援のため、義援金の募集を行っています。
義援金口座を開設するほか、義援金箱を設置しています（設置場所：熊本県庁、各広域本部、地域振興局、東京・大阪・福岡事務所）。
 - ・ 口座番号等詳細は、こちらをご覧ください。
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34171.html
- 被害を受けた市町村における義援金の受付については、各市町村のウェブサイトをご覧ください。
- 日本赤十字社、熊本県共同募金会においても義援金を募集しています。
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34171.html
- 熊本県社会福祉協議会における義援金の募集については、下記の「災害ボランティア活動支援金」のURLから詳細をご覧ください。

◆ 災害ボランティア活動支援金（熊本県社会福祉協議会）

熊本県社会福祉協議会では、広域的かつ長期的な災害ボランティア活動を支援することを目的として、募金活動を行っています。

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/ki_ji/pub/detail.asp?c_id=16&id=1409&type=top

- ・ 問合せ先
熊本県社会福祉協議会総務企画部総務企画課
TEL 0 9 6 - 3 2 4 - 5 4 5 4

◆ ふるさと納税

- 熊本県では、令和2年7月豪雨に係るふるさと納税（ふるさとくまもと応援寄付金）について、受付を行っています。
https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34155.html
 - ・ 問合せ先 熊本県総務部税務課 TEL 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 9 8
- 被害を受けた市町村における受付状況については、市町村のウェブサイトをご覧ください。

(2) 災害ボランティア

◆ ボランティアの依頼・参加申込

災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。

- ・ 熊本県災害ボランティアセンター（熊本県社会福祉協議会）

TEL 096-342-8266

災害・生活復興支援ボランティア情報ウェブサイト

http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kinkyu/pub/default.asp?c_id=23

- ・ 災害ボランティアセンター一覧

市町村	開設場所	参加問合せ先
八代市	八代市食肉センター跡地	080-5070-9642
人吉市 球磨村	人吉市東間コミュニティセンター （協働開設）	090-5484-4011（総合） 0966-24-9192（社協）
荒尾市	荒尾市社会福祉協議会	080-3085-4554
小国町	小国町林間広場	0967-46-5575（社協） 090-9587-7920（登録用）
芦北町 津奈木町	芦北町役場田ノ浦支所 （芦北・津奈木広域災害VC）	0966-86-0294（社協）
錦町	錦町社会福祉協議会横	0966-38-2074（社協）
あさぎり町	あさぎり町農村女性の家 （免田総合グラウンド横）	0966-49-4505（社協）
多良木町	多良木町社会福祉協議会	0966-42-1112（社協）
相良村	ふれあいセンター（相良村役場内）	0966-35-0093（社協）
山江村	山江村社会福祉協議会	0966-24-1508（社協）

- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の募集対象地域が県内在住者などに限られています。
- ◆ 九州自動車道人吉インターチェンジや人吉市内の交通渋滞が、大きな課題となっています。災害救援車両等の通行を優先できるように、乗り合わせ等のご協力をお願いします。
- ◆ 上記のほか、状況に応じてボランティアの受入人数等の制限が設けられる場合があります。事前にご確認ください。

◆ 令和2年7月豪雨災害ボランティアバス（熊本県）

熊本県では、県内のボランティアの方を対象に、被災地支援を目的とした、熊本市発着の災害ボランティアバスの運行を行っています（7月17日運行開始。申し込みが必要です）。

- ・ 詳しくは、こちらをご覧ください。

（通常便） https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34462.html

（8月の臨時便） https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34795.html

- ・ 問合せ先

○ボランティアバスツアーに関すること

九州産交バス株式会社（委託先） 096-325-8242（平日10時～17時）

○ボランティア活動に関すること

人吉市災害ボランティアセンター 090-5731-9259（9時～16時）

○その他

熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室 096-333-2201

（平日9時～17時）

◆ 被災地で活動する際の感染症防止対策チェックリスト（熊本県）

熊本県では、ボランティアをはじめ、他の機関からの応援職員の方が、被災地で安心して活動出来るよう、また、被災住民等も安心して支援が受けられるよう、チェックリストを作成しています。

このチェックリストを使用するなど感染症対策を徹底していただきますようお願いします。

https://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_34592.html



10 その他の相談、自治体・お役立ち情報サイト

(1) 消費者トラブル

- ◆ 災害に便乗した悪質な勧誘・商法の例
 - ・ 豪雨災害で被災した建物に対する応急危険度判定を行ったと装い、不安を煽って修理等を勧誘
 - ・ その場で家屋の修理契約・支払を迫り、消費者が気付かない部分の修理は手を抜く
 - ・ 「無料」「ボランティア」と言って家の片づけ等を行い、後から高額な代金を請求

- ◆ 不安を感じたとき、おかしいと思ったとき、困ったときの相談窓口

窓口名	電話
熊本県消費生活センター	096-383-0999 (平日 9:00~17:00)
給付金・豪雨関連消費者ホットライン	0120-213-188 (平日・土日・祝日 10:00~16:00)
最寄りの警察署 又は警察安全相談	#9110 (24時間受付)

(2) 法律相談など

- ◆ 面談による無料法律相談（法テラス熊本）

令和2年7月豪雨の被災者の方について、資力を問わない無料法律相談を実施しています。詳しくは、法テラスへお問い合わせください。

法テラス熊本 TEL 0570-078365

※IP電話からは、050-3383-5522へおかけください。

<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/r2-7gouu.html>

- ・ 被災者専用フリーダイヤルによる情報提供も行っています。

TEL 0120-078-309

(平日：9~21時、土曜日：9~17時、日曜祝日・年末年始休業)

- ◆ 豪雨被害に関する無料電話相談

豪雨災害に関連する相談を無料で受け付けています。

熊本県弁護士会	【相談】TEL <u>0 9 6 - 3 1 2 - 3 2 5 2</u> (平日 12:00~14:00 通話料がかかります。) 【問合せ】0 9 6 - 3 2 5 - 0 9 1 3
日本弁護士連合会 統一ダイヤル	【相談】TEL <u>0 1 2 0 - 2 5 4 - 9 9 4</u> (平日 11:00~15:00)

◆ 法律相談センターによる面談相談（熊本県弁護士会）

豪雨災害に関連する相談を無料で受け付けています。

【予約】熊本県弁護士会法律相談センター 0 9 6 - 3 2 5 - 0 0 0 9

◆ 司法書士による無料相談（熊本県司法書士会）

- ・ 相談内容の例
 - 借家や店舗が被災したが、家賃はどうなる？修繕費はだれが負担？
 - 仕事ができない期間の給料の支払いはどうなる？
 - 土砂の片付けや住宅修理などに関するトラブル
 - ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンを組まなければならなくなるが、支払いはどうなる？
 - 住宅や車が被災したが、保険はどうなる？
- ・ 相談方法
 - ① 電話相談 TEL 0 1 2 0 - 1 2 0 - 8 3 5（予約不要）
 - ② ウェブ相談（インターネット相談）
 - ※ カメラ、マイク機能のあるパソコン・スマートフォン等の端末があれば、自宅からも面談による相談が可能（前日まで要予約）
 - 予約 TEL 0 9 6 - 3 6 4 - 2 8 8 9
- ・ 開催日時 毎週月～金（祝祭日は除く）17:00～20:00
http://www.kumashi.jp/index.php?mode=consul&con_id=157

◆ 新型コロナ関連・自然災害、借金・生活保護 110 番（熊本県司法書士会）【令和2年8月21日、22日】

豪雨災害に遭われた方、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方、借金の返済に行き詰っている方、生活保護について悩んでいる方等を対象とした無料相談会（予約不要）

- ・ 日時：令和2年8月21日（金）15:00～21:00
 8月22日（土）10:00～16:00
- ・ 電話相談 TEL 0 9 6 - 3 6 4 - 0 8 0 0（当日のみの番号）
- ・ 面談相談 熊本県司法書士会館 2 階（熊本市中央区大江 4-4-34）
- ・ 問合せ TEL 0 9 6 - 3 6 2 - 3 5 9 1（山部博喜司法書士）
http://www.kumashi.jp/?mode=consul&con_id=158

(3) 人権相談(女性など)

◆ みんなの人権 110 番

自然災害に関連した人権問題（日常生活における困りごと・悩みごとなど）について、遠慮なくご相談ください。

法務局職員・人権擁護委員が相談に応じます。

みんなの人権 110 番 TEL 0 5 7 0 - 0 0 3 - 1 1 0

◆ 女性の人権ホットライン

女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。

TEL 0 5 7 0 - 0 7 0 - 8 1 0 （平日 8:30～17:15）

最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料，秘密は厳守します。（インターネットでも相談を受け付けています。詳細は下のURLをご覧ください。）。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



右の QR コードから相談受付サイトに接続できます。

(4) 熊本県・市町村の情報発信

◆ 熊本県の防災・災害対応に関する情報

https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1427

◆ 荒尾市

・ 豪雨災害に関する情報

<https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/1/16565.html>

◆ 玉名市

<https://www.city.tamana.lg.jp/>

◆ 山鹿市

<https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html>

◆ 菊池市

<https://www.city.kikuchi.lg.jp/>

◆ 八代市

- ・ 令和 2 年 7 月 豪雨 情報

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list01829.html>

◆ 人吉市

- ・ ホームページ <https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>
- ・ 公式フェイスブック <https://ja-jp.facebook.com/hitoyoshishi/>
- ・ 公式ツイッター <https://t.co/4unrqL4CBY>

◆ 水俣市

- ・ ホームページ <https://www.city.minamata.lg.jp/default.html>
- ・ 令和 2 年 7 月 豪雨 <https://www.city.minamata.lg.jp/list01208.html>

◆ 上天草市

<https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>

◆ 天草市

- ・ 防災サイト

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/bousai/default.html>

◆ 玉東町

<http://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/>

◆ 南関町

<http://www.town.nankan.lg.jp/>

◆ 長洲町

<https://www.town.nagasu.lg.jp/default.html>

◆ 和水町

<https://www.town.nagomi.lg.jp/default.aspx>

◆ 南小国町

<https://www.town.minamioguni.lg.jp/top.html>

◆ 小国町

<https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/>

◆ 芦北町

<http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/www/toppage/0000000000000/APM03000.html>

◆ 津奈木町

http://www.town.tsunagi.lg.jp/hpki/ji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=510

◆ 錦町

<http://www.nishiki-machi.com/>

◆ 多良木町

<https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/juuyou/nanagatsugouu/index.html>

◆ 湯前町

<https://www.town.yunomae.lg.jp/>

◆ 水上村

<https://www.vill.mizukami.lg.jp/>

◆ 相良村

<https://www.vill.sagara.lg.jp/>

◆ 五木村

<https://www.vill.itsuki.lg.jp/default.html>

◆ 山江村

<https://www.vill.yamae.lg.jp/pagetop/index.html>

◆ 球磨村

- ・公式フェイスブック <https://www.facebook.com/kuma.village>
- ・ホームページ <http://www.kumamura.com/gyousei/>

◆ あさぎり町

- ・ホームページ <https://www.town.asagiri.lg.jp/q/gyousei/>
- ・公式ツイッター <https://twitter.com/AsagiriTown>
- ・公式LINE アカウント

右の QR コードを読み取り、「追加ボタン」を押すと追加できます。



(5) 首相官邸

- ◆ 令和2年7月豪雨における被害情報等被災者の皆様に対する情報提供
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/index.html>

(6) 政府広報オンライン

- ◆ 防災・減災に役立つ情報（災害別）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

(7) 厚生労働省

- ◆ 令和2年7月豪雨に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html
- ◆ 避難所生活で健康に過ごすための情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00020.html



11 がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち 外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

(1) せいかつ じょうほう そうだん 生活についての情報・相談

◆ くまもとけん がいこくじん
熊本県 外国人 サポートセンター

(Kumamoto Support Center for Foreign Residents)

○ Multilingual Information on the 2020 Heavy Rains

<http://www.kuma-koku.jp/support-center/page197.html>

○ にほんご が はな せ ない ひと には つうやく を 行 っ て い ま す (お 金 は か か り ま せん)。

TEL 0 8 0 - 4 2 7 5 - 4 4 8 9 (平日 8:30~17:15)

◆ がいこくじん せいかつ し え ん
外国人 生活 支援 ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

(2) さいが い じ べ ん り た げ ん ご 災害時に便利なアプリとWEBサイト(多言語)

◆ Helpful Apps and Websites in the Event of Disaster (ないかくふ
Cabinet Office)

<http://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>

(3) でんわいりょうそうだん 電話医療相談

◆ Telephone consultation for medical matters

A M D A 国際医療情報センター TEL 03-6233-9266

月曜日～金曜日 10:00～15:00 (やさしい日本語で対応)

- ・ 外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などから医療関連の相談を受けています。
言葉の通じる医療機関の紹介や、医療福祉制度の案内を行っています。

(4) りょこうちゅう がいこくじん そうだん 旅行中の外国人のこまりごと相談

◆ Japan Visitor Hotline (日本政府観光局 J N T O)

TEL 050-3816-2787 (24時間、365日対応)

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲：びょうき 病気、じ こ 事故等の きんきゅう 緊急 じ あんない 時案内、さいがい 災害 じ あんない 時案内、いっばんかんこうあんない 一般観光案内



12 安全に関すること

(1) 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

◆ **水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。**

- ・ 豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも、光が当たれば300 V以上の発電をしており、接近・接触すると感電する恐れがあります。
- ・ 被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。
- ・ 復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）によって感電リスクを低減してください。

○ <http://www.jpea.gr.jp/topics/190703.html>

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

【参考】

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

(2) 電気配線が浸水した場合(通電火災の危険性)

◆ 浸水した電気配線に通電させると感電、火災等の恐れ

- ご家庭の電気配線が浸水、損傷した場合、漏電による感電や火災の恐れがあります。電気の使用前にお近くの九州電力等へ連絡し、宅内の配線の調査を受けて安全を確認してください。
- 九州電力 災害情報
http://www.kyuden.co.jp/qside_cat_series_restoration.html

- 九州電力人吉営業所 TEL 0 1 2 0 - 9 8 6 - 6 0 8
- 九州電力送配電人吉配電事業所 TEL 0 1 2 0 - 9 8 6 - 9 5 8

(3) LPガス容器の流出・ガス機器の浸水

◆ 流出したLPガス容器を発見した場合

→ **触れない。移動させない。周辺で火気を使用しない。**

- 容器所有者（不明の場合、熊本県LPガス協会）に、回収するよう連絡してください。
- 熊本県LPガス協会 0 9 6 - 3 8 1 - 3 1 3 1

◆ 浸水したガスメーター・ガス機器等を使用再開する場合→点検を

- LPガス施設が浸水した場合は、配管内やガス機器内に水や泥が溜まっている可能性があります。使用前に必ずLPガス販売店に連絡して点検を受けた上で使用してください。
- ガス臭いと感じたときは、ただちにガスの使用を停止し、LPガス販売店に連絡してください。